

## 防犯CSR活動のホームページへの掲載基準

- 道警察のホームページへの防犯CSR活動の掲載の可否は、同ホームページの運用管理者である道警察本部が個別に検討し、判断します。
- 下記の事項に該当する場合は、道警察のホームページへの掲載をお断りすることがあります。また、掲載後に同様の該当事項が判明した場合は、掲載を取り消すことがあります。
  - (1) 防犯活動を実施する事業者等が、北海道暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項に規定する暴力団等と関連する事業者等に該当する場合、特定の個人・政党・宗教団体等に関する目的を主として活動する事業者等に該当する場合、公序良俗に反する活動を行う事業者等に該当する場合
  - (2) 関係法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）を受け、その不利益処分の期間を終えていない場合
  - (3) 道の競争入札参加資格関係事務処理要領（昭48. 4. 2局総第111号）の規定による指名停止の処分を受け、その指名停止の期間を終えていない場合
  - (4) 防犯活動が法令に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められる場合
  - (5) 過去に重大な事件、不祥事等を起こした事業者等が活動を開始、又は既にホームページに掲載されている事業者等が重大な事件、不祥事等を起こした場合
  - (6) 警察が一体となって事業を支えていかなければ活動を継続できない場合（防犯情報の提供等を除く）
  - (7) 事業者等が官公庁から防犯対策に取り組むための補助金等を受けている場合（防犯対策の補助金を活用した防犯活動）
  - (8) 防犯活動が直接収益を生む場合（防犯グッズの販売事業者が、販売以外の活動に取り組む場合を除く）
  - (9) 既にホームページに掲載している事業者等が、掲載要件を満たすことができなくなった場合
  - (10) 既にホームページに掲載している事業者等が、排除要件に該当していることが判明した場合

## 注意事項

- 画像データの加工について  
提出を受けた画像データは、必要に応じ、道警察が加工する場合があります。また、データの返却はいたしません。
- リンクについて  
道警察のホームページから掲載申込者のホームページへのリンクはいたしません。  
掲載申込者から道警察のホームページへのリンクは、営利を目的とせず、法令や公序良俗に反しない限り原則として自由です。ただし、北海道警察ホームページの趣旨に合わない場合や、北海道警察の信用を害する恐れがあるなどの場合には、リンク自体をお断りすることがあります。  
また、リンクをする場合は、次の事項を遵守してください。
  - ・ リンクはトップページ ([https://www. police. pref. hokkaido. lg. jp/](https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/)) へお願いします。  
(トップページ以外にリンクされると、ページ変更などによりリンク切れを起こす場合があります。)
  - ・ 北海道警察ホームページへのリンクである旨を明記してください。
  - ・ フレーム内に表示する形でのリンクは行わないでください。  
(新しいウィンドウで開くようにしてください。)